# 国際家族法研究会報告 (第52回)》

#### 间 性 婚 に関するアメリカ連邦最 高裁判 決

### 池谷

和子

が親として子どもを大人になるまで育てていく」という過程 上の婚姻や親子関係について定めてきている 柄であった。それゆえ、法律もこの過程を前提として、 は、これまであまりに当然のことで、疑問の余地すらない事 法律

が性的行為を行った結果として子どもが生まれ、生んだ夫婦

ある特定の男性と女性が結婚して夫婦となり、

その二人

Ι

しがき

能になった。 よって、 精子や卵子を有償・無償で譲り受けて人工授精させることに ところが、 夫婦の血の繋がらない子どもを誕生させることが可 また、 医学の発達や進歩は、性行為を行わなくとも、 道徳観念の衰退は、 結婚していても不倫

憶に新しい。

婚を増加させてきている。

さらには、

たないも自由」「自分と血など繋がらなくとも、

して捉える者すら出てきてしまった。それゆえ、

関係を法的にどのように捉えるかという法的論争が増加し、 部には裁判へと発展するケースも多くなってきてい 日本においても、 平成二五年一二月一一 Н 0 る 最高

決には、 籍の父親欄に男性の名前を記載するよう命じた。 殖能力がなく血の繋がっていない者を父親と認定したこの判 の父子関係があると推定される」との判断を示し、長男の て結婚できるだけでなく、婚姻中に妻が妊娠した子と法律 めるかが争われた家事審判の抗告審で、 た人工授精で妻が産んだ長男との間に法律上の父子関係を認 籍上の性別を女性から変更した男性と、 裁第三小法廷判決において、 審・二審を覆し、 賛否両論が湧き起こり 「特例法で性別変更した男性は、 性同一性障害特例法に基 世間の注目を集めたことは 最高裁第三小法廷は 第三者の精子を使 明らかに生 夫とし 三づき

姿端麗な子どもが欲しい」など、すべて個人の選択の自由と のとする考え方の広まりにより、「結婚をするもしないも自 する場合や、そもそも結婚など面倒でしたくないという事実 - 結婚相手が同性でも異性でも良い」 「子どもを持つも持 個人の自由を至上のも 頭の良い容 婚姻や親子 ついて、 姻の要件は各州の権限事項であることから、 統領として初めて公的に同性婚を認める発言をした。 おい 対を表明し、 賛成と反対がほぼ半々と拮抗し、さまざまな企業が賛成や か は性別を変更せずとも、 (そして親にもなれるのではないか) しかし、さらに日本よりも一 て「同性カップルも結婚できるべきだと思う」として大 日本以上に大きな社会論争となっている。 オバマ大統領もABCテレビのインタビュ 同性同士でも結婚出来るのではな 歩進んで、 という同性婚の P メリカに ある州では同性 世論では 足非に お 1

にニュ

ーメキシコ州

(六つの郡のみ)、

九月二七日にニュー

保険、

年金、

相続税等では、

同性婚の相手方は配偶者とは認

五月一

条項を設けるなど、 婚を合法とし、 二〇一二年までのアメリカにおける法的状況については、 ある州では州憲法において同性婚を禁止する 各州におい て異なった対応をしている。

ているが、さらに二〇一三年に入ってからも同性婚を合法化 て」(現代社会研究第一〇号一一〇-一一一頁)にて詳しく扱っ 「アメリカにおける同性婚の合法化とその諸問題につい

した州は増加し、 デラウェア州、 五月二日にロードアイランド州、 四日にミネソタ州、 八月二一~二八 五月七日

る。 とニューメキシコ州の六つの郡とワシントンDCにおいて、 ジャージー リノイ州で合法化された。二〇一三年一一月現在で、一六州 て同性婚を禁止している州は現在でも三〇州近く存在してい .性婚は合法化されている。 州、一一月一三日にハワイ州、一一月二〇日にイ しかし他方において、 依然とし

けるアメリ 法に違反しているとして連邦裁判所に訴え、 ジション8」 民投票におい 同 中 が同 性婚が合法化され でもカリフォルニア州は、 憲法の修 性婚 カ連邦最高裁のペリ をめぐっては、 . て 0 É 禁止は違憲だとして二〇〇八年六月一六日よ 「結婚 が行 われ は たものの、 一人の男と一人の女の た。 さらに同性婚支持者が合衆国· この住民投票修 二〇〇八年五月一 Ì 二〇〇八年一一月四日の住 判決へと繋がってい それが本稿にお 正案 間に限る」 Ħ. 日に州最 プロ る。 لح ポ 憲

> 州において結婚した同性カップル また、 連邦政府の同性婚に対する態度と、 が 引っ越してきた場 同性婚を認め

ŋ は同性カップルをどのように扱うべきかを決める必要が fense of Marriage Act:通称はDOMA) 九九六年に制定された連邦法における婚姻防衛法 では、 第二条 にお

婚とは一人の男性と一人の女性との間でなされる法的 判断に委ねられた。また、 て、 である」と定義されている。これにより、 他の州で有効とされた同性婚を認めるかどうかは 婚姻防衛法の第三条におい 連邦におけ る健

だとして連邦裁判所に訴えたのが、 贈与税を払わざるを得なくなった女性が、 残した遺産を譲り受けるにあたって、 められないことになった。この法律により、 もう一つの連邦最高裁 相続税ではなく高額な 婚姻防衛 同性婚 法を違 0 相手

例であるウィンザー

判決である。

を試 れる。 13 同性婚への考え方に大きな影響を及ぼす可能 .関する判決が二つ下されたことは、 このように、 みたいと思う。 そこで、 今回 アメリカの連邦最高裁 0 二つ の事 例と判決内容を紹介 今後 にお 0) 11 性があると思 T 7 初め ́У リ 'n 7 社会 同

# 争われた二つの事

II

1 つめは、 ウィンザー 連邦法である婚姻防衛法が合 例

衆国憲法に違

ヨーク州に住むエディ ター・システ 169 (S.D.N.Y.2010))、連邦控訴審も地裁の判決を支持し (2d Cir.2012))' 今回の連邦最高裁判決となった。

ム・コンサルタントの女性で、一九六七年にシア・スパイア

ス・ウィンザー

(八三歳) は、

元コンピュー

るとして争われた事例である。

ニュー

(2) ペリー事 前述したように、

して死亡したが、 婚をした。 という女性医学博士と同棲を始め、二〇〇七年にカナダで結 スパイア博士は二〇〇九年に肢体麻痺硬化が悪化 死後には自分名義の土地家屋をウィンザー

年六月一六日より同性婚が合法化された。しかし、二〇〇八 五日に州最高裁が同性婚の禁止は違憲だとして、二〇〇八 月四日の住民投票において「結婚は

一人の男性と一人

カリフォルニア州では二〇〇八年五

だ者に対して連邦政府は法的保障や保護を一切与えないと明 姻防衛法が第三条で る法的結合体である」と定義し、 連邦政府機関である国内歳入庁(IRS)は婚 「婚姻とは一人の男性と一人の女性によ 同性同士で婚姻関係を結ん が当事例である。

きをしたが、

氏に譲渡することを遺書に残していた。そこで遺産相続手続

年一一

この住民投票修正 同性婚賛成派が連邦憲法違反だとして連邦裁判所に訴えたの の女性の間に限る」というという州憲法の改正が行われ 「プロポジション8」をめぐって、 今度は

記している以上、スパイア博士からウィンザー氏への土地家 三六万三〇五三ドルの譲渡税が必要と判断した。 0) 名義変更は 配偶 :者間 0 遺産相続とは認め 5 れず、

ラメダ郡において、クリスティン・ペ

リーとサンドラ・ カリフォルニア州ア

ステ

訴えの内容としては二〇〇九年五月、

ŋ 官 た。 ル・カタミとジェフリー・ を拒否された。 イアーのカップルが、 そこで四人はアラメダ郡とロサンゼルス郡の公文書事 州知事、 訴訟を起こしたものである。 州最高法務官、 同時 期、 同性であることを理由として婚 ロサンゼルス郡においても、 ザリッロが同様の事態となって 公衆衛生省の役人二人を相手 加登録

連邦地 訴訟が係争中に大統領と司法長官が行政権はもはや婚姻防衛 譲渡税の払い戻 〈権協会は二○一○年一一月、この措置を不服としアメリカ これに対し、 裁に、 婚 ウィンザー氏と彼女を支援するアメリカ自由 しを求めるよう訴訟を起こした。ところが、 姻防衛法は合衆国憲法に違反し違憲であり、

憲であるとした。 国憲法修正 Supp. 2d 921 (N.D.Cal.2010)) やは、 二〇一〇年九月の 四四 条のデュープロセス及び法の下の平等に反し、 州側は地裁判決を受け入れて控訴を断念し 地裁判決 (Perry v. Schwarzenegger, プロポジション8が合衆

成される法諮問 てい るとし 裁は婚姻防衛法が合衆国 グループを選び、 て原 告 勝 訴 となり 訴訟に参加させることとし 憲法修正第五条に違 (833 F. Supp. 2d 394

法を防衛しないと公表した為、

連邦下院は超党派の議員で構

.커

1

ウィンザー事例

連邦法によって変更

メリ 邦最高裁に裁量上訴したのが本件である(井樋 決を支持したため、プロポジション8の発議提案者団体が連 継続された。控訴審判決 体を訴訟に参加させても良いかについてカリフォルニア州最高裁 して求めた。連邦控訴裁判所はプロポジション8の発議提案者団 発議提案者団 に対して判断を求め、州最高裁がそれを容認したため、 控訴をして訴訟継続をすることを望んだプロポジション8の 体が、  $(671~\rm{F.3d}~1052~(9^{th}~\rm{Cir.}))$ は、

·カ】同性婚に関する二つの合衆国最高裁判決 被告としての訴訟参加を連邦控訴裁判所に対 三枝子「【ア 外国の立法 控訴審が 地裁判

## 二〇一三年八月)。 連邦最高裁の判決

Religious Values and Two Same-Sex Marriage Cases Decided by 法は違憲無効として、ウィンザー氏の求める譲渡税の払い戻 the Supreme Court of the United States, Oxford Journal of Law 他に、 を認めた。この判決においては、 三つの反対意見が述べられている 主文を構成する多数意見 (Lynn D. Wardle,

グ裁判官、

ブレイヤー裁判官、

は、

主に二つの

理由から婚姻防衛法を違憲として判断

ソトメイヤー裁判官、 (ケネディ裁判官、

カガン裁判 ギンスバー

つめは家族法領域における

連邦制」

0)

問題であり、

多数意見となった五人の判事

and Religion 2 (2013))° 二〇一三年六月二六日、 連邦最高裁は五対四で、 婚 如防衛 ることは通常ではない逸脱である。 られている伝統的な原則からすれば、

州とは異なって定めることが出来る」かもしれないが、 衆国では憲法上、家族法領域は各州の権限事項である。 を変更するからである。 故なら、 姻という法的地位や利益を不適切に否定するものであ 法に婚姻した同性カップルというあるカテゴリーの人々の婚 の婚姻防衛法三条は、ニューヨークや他の一一州によって適 連邦領域の全てに及ぶようでは、 防衛法三条のように、一〇〇〇以上の連邦法規に適用され、 ろん連邦議会は 二つめは合衆国憲法修正五条との関係である まずー それは同性婚を合法とする州において、 連邦制」 「ある限られた連邦法にお につい 州の婚姻の定義が承認され受け入れ ては次のような理論を展開 あまりに広すぎる。 いて婚姻の意味を 婚姻の定義 する。

またこ

る。

条により保護された自 姻よりも価値が劣っているとすることは、 ż, 婚姻防衛法は同性婚カップルを不平等に扱うことを目論見、 されている自由の本質的な部分の剥奪でもあると主張 る、 政治的に少数派である人々に不利益を課している。 において否定することは、 さらに、 州法において合法と認められた人々の婚姻を異性 としたのである。 州法によって与えられた婚姻という地位を連邦 由の剥奪をしている以上、 合衆国憲法修正五条によって保護 合衆国憲法修正 違憲であ それ 蕳

もち

意見では、 べきだと主張する。 以上 紛争は存在しないのであって訴えの利益はなく、 のような多数意見に対して、まずロバーツ長官の反対 婚姻防衛法が違憲であると大統領も認めている以 また多数意見に対しては、 婚姻防衛法の 棄却す どいないのである。」 関する州の権限を妨げた訳ではなく、 に過ぎないのである。 口 セスのテストが出来ない。 それゆえ、 また、 連邦制の権限を逸脱してな 婚姻防衛法は、 単に連邦法内部

性婚

問

枠組みを踏み越えてはいないと指摘している。

次にスカリア裁判官の反対意見(一部のみトーマス裁判官も

次のように指摘する。「政府とウィンザー氏の

賛同)では、

背後にあるとする「悪意ある動機」は妄想であって、 連邦の

ることを求める立場に陥ってしまっているのである。 是非を州に委ねてなどいない。むしろ州に同性婚を合法化す 邦制に関して間違った議論をしている。 間には合意が成立していて紛争もなく、 ている。 多数意見は焦点が定まった議論をしておらず、 裁判所は管轄権を欠 (さらに) 同性婚 今回の 連 0)

婚についての規定など存在しない。 法に違反しているかどうかであるはずである。 題は、 婚姻防衛法三条の道徳的観点についてではなく、 憲法には同性 憲

ている。

アリト裁判官の反対意見(一部を除い

ż

ŀ

-ーマス

ざしたものではないがゆえに、 立法代表者の権威は害されたままである。 是非の規定はなく、人民に対して、連邦及び州の代表者を通 衛法三条を無効とし、 裁判官も賛同) その選択を実現することになっている。 は次のようなものである。「憲法には同性婚の 大統領が法を遵守しないことにより、 裁判所では実質的なデュープ 同性婚は伝統に根 控訴審が婚姻防

(2) ペリー事例

リト裁判官、 数意見と、 ンスバーグ裁判官、ブレイヤー裁判官、 る 案者団体には当事者適格がない」として棄却されたものであ た。こちらも五対四の僅差で、 こちらの事例も、 (Id. at 6)° 四人の判事 ソトメイヤー裁判官) 五人の判事(ロバーツ長官、 ウィンザー (ケネディ裁判官、 事例と同じ日に判決が 「プロポジション8の発議 による反対意見が述べら カガン裁判官)による多 ۱ ا スカリア裁判官、 マス裁判官、

は、 が、 告適格があり、 公的な機関ではないのだから原告適格は認められない、 無効となっても個人的に損害を被ることはなく、 提案者として州が防御を拒否した場合には提案を防御 ニア州憲法ではプロポジション8の発議提案者団体は公的 多数意見においては、 提案を施行し擁護する個人的な利害関係はなく、 連邦においては、 今回においても州最高裁は原告適格を プロポジション8の発議提案者達に 次のように判断された。 カリ ずる原 ・フォ ル

7

、原告適格を否定した。

これに対し、反対意見では、

州が法を守ろうとしない

ので

を遵守しない時に、 おいてこのような制度が設けられているのは、 めるべきであると主張する。 真の人民による民主主義を保護するため なぜなら、 カリフォルニア州に 政府機関が法

あ

いれば、

プロポジション8の発議提案者団体に原告適格を認

### IV

であるからである。

是非 男性と一人の女性の間に限る」というという州憲法の により違憲と判断されたが、 あった。 いて実体的な判断にまで踏み込まずに棄却されたため、 おける同性婚 今回、 (言い換えれば、 さらに、 どちら 者の権利につい 0 連邦法である婚姻防衛法はウィンザー 事例においても、 合衆国憲法下における同性婚の是非) ペリー判決では ても州レベルで合法的に結婚 五対四と僅差の判決で 「結婚は 改正 一人の につ 連邦 -判決

0

する可能性が高くなるのではないだろうか

L

今回 である。 した場合のみ認められるにすぎないことになった。よって、 直 一 一 接 誰かが違憲訴訟を起こして勝訴しない限りは現状 の影響が の判決は、 ある訳ではなく、 現在同性婚を禁止している州に対して 各州において法改正を行う いのまま

原則 断することであ 判所の役割は婚姻防衛法が連邦憲法に違反するかどうかを判 裁判官の反対意見で指摘され しかし、 に乗っ取り、 ウィ Ź ・ザー 連邦や州における立法議会が様々な議論を それ以上の判断については、 判決におい ているように、 て、 スカリア裁判官とアリ 本来の連邦裁 民主主義の

tional Law

&

Public Policy 16

性婚に対して、 経た上で、 たに等しい。それゆえ今後、 異性間の婚姻も同性間の婚姻も質的に何も変わらない と結論づけた。このことは事実上、 も価値が劣っているとする」と決めつけ、 上何ら記載がなく、さらにこれまでの伝統にも反している にも関わらず、 同性婚の可否を結論づけるべきなのである。 連邦法で認めないことは ウィンザー判決の多数意見においては、 同性婚賛成派に 連邦最高 「異性間 自 よる訴 裁の多数 由の剥奪である の婚 ・と認め 意見 憲法

な面に関しては、家族同然に日々扶養しあっている関係とし 確かに、 い関係は存在するかもしれない。 同性同士であっても、 子どもや社会の なぜなら、 同性同士では子どもを生むことは 利益のためにカップル 異性間同様に そして、 婚姻関係を法的 ただし、 税金等の い家族 同 性間 同 経済: || 然の . の関 的

て、

性行為、 大きな利点は、 るからである ることが出来、 することで、生まれた子どもは誰が自分の本当の両親かを知 不可能であるからである。そもそも、 は問題である。 係を同性婚という形で異性間と同じ「婚姻関係」とすること tutional realities, 法律上も考慮すべきであると思う。 出産、 (Monte Neil Stewart, Genderless 子育てを社会が承認した中でのみ行うように Ш and judicial elision, 1 Duke Journal of の繋がった両 (2006))。そのことが、子ども 親に育ててもらうことができ marriage, insti

胎内にいる時から母親との深い繋がりがあるとも言われるが、幼 必要であることはこれまでも認識されてきている(子どもは 達の健全な発育を助け、 さらに、 子どもには心理的な発育の為に父親も母親も 社会の秩序を確保する最適な方法と

賠償を請求されるかもしれないし、 等、 リカでは宗教が大学、病院、 現代社会研究九号九五—一〇〇頁)。 ルに養子縁組の斡旋を行わなければ、 また、 様々な活動を行っている。 キリスト教においては同性婚を認めておらず、 養子縁組の斡旋、 教義に基づいて同性婚 裁判に訴えられ 社会奉仕活

カップ

ア

え、「一人の男性」と「一人の女性」による結婚の概念は動 かせないものであると考える。 『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』五八―七一頁))。 それゆ

ト理論が、母子関係とは違った形で関わる父子関係の重要性につ 本的信頼感」の発達の理論やジョン・ボウルビィのアタッチメン 少期の母親との重要な関係としてはエリック・エリクソンの「基

てはデイビッド・ポペノの著書『父なき生活』等がある

(拙著

とから、しばしば生殖補助医療と関わりが深くなってしまう た事例であった)。 、前述した日本の最高裁の事例は、まさにその問題が含まれてい そのうえ、同性婚カップルは自分たちの子供を作れないこ 同性カップルも異性カップルと同じように

男同士なら代理母を雇って代わりに生んでもらえば良いと安 おいては、 結婚出来るなら、 精子や卵子がなければ他から購入すれば良い 子供も欲しくなる。技術が進歩した現在に Ļ

易に考えることも可能となってしまっているのである。

しか

生まれた子どもが自分の

血の繋がりやルーツを求めた

は、 割があるとも言える。 れば、 うに、子供を保護していくことが出来るのである。 を担っていることで、社会を受け継いでいく子供達が健全に 親は子を生み育てている訳ではない。しかし、法が社会の V riage as the union of a man and a woman, 83 North Dakota Law う指摘もなされている 切られるかもしれない事態となる。このように、 の家族という見方よりも、 育つように、 ルールとして出来る限り家族が壊れないように補強する役割 Review 1379 (2007))° 同性婚を認めることは、宗教活動を阻害するかもしないとい 親子とは、そもそも法以前の存在であって、法があ むすび 家族の存続や子供の視点を前提とした社会的制度として 婚姻関係は社会的制度として子供達の為に親を縛る役 実の親から引き離されたり捨てられたり しかし最近、 (Lynn D. Wardle, 婚姻当事者の 政府からの補助 特にアメリカに 個人的な選択の結果 The attack on 国が正式に 金が打り お

としての家族とのみ捉える者も多い

問題が存在しているのである

(拙稿

「生殖補助医療と親子法」

何よりお金で子どもを買うに等しい生殖補助医療には多くの

貧しい女性が否応なく代理母となって命を落としたり、

「結婚して子供が生まれ、その子供が大人になって結婚し、「結婚して子供が生まれて世代が続いていく」という自然な流れがさらに孫が生まれて世代が続いていく」という自然な流れがさらに孫が生まれて世代が続いていく」という自然な流れがさらに孫が生まれ、その子供が大人になって結婚し、「結婚して子供が生まれ、その子供が大人になって結婚し、

近代法は、「私」という個人中心に組み立てられ、

自己決

自由、平等を至上のものと位置づけてきた。それゆえ、

また、これまで同性愛に対して社会から偏見の目で見らが及んでいないのである。

とは全く別の次元の話である。 に様々な問題を引き起こすことを考えるべき時に来ているの しい関係として経済的に保護することと、 少数派」ととらえている。しかし、 なる「個人的な自由の拡大」、同性愛者を単なる「 ザー事例の多数意見においても、州による同性婚の認定を単 たいと願っているのかもしれない。 愛者への敵愾心と同時に平等への憧れが見受けられる。それ が男も女も同じ「人間」であるという法の抽象作用と相まっ 差別されてきたことへの反動として、 同性愛者達は異性愛者と全く同じように婚姻関係になり 同性婚を認めることが社会的 同性愛者を差別せずに親 同様に、 同性愛者には異性 同性婚を認めるこ 今回のウィン 政治的

メリカでは先日、精子や卵子の遺伝情報を解析する技術

ではないだろうか。

に欲望を広げ、「子どもを授かった」ではなく「子どもをつたということを意味する。子どもは親の所有物ではないはずたということを意味する。子どもは親の所有物ではないはずたということを意味する。子どもは親の所有物ではないはずたということを意味するところは、もはや親が精年一○月二○日朝刊)。この意味するところは、もはや親が精年一○月二○日朝刊)。この意味するところは、もはや親が精年一○月二○日朝刊)。この意味するところは、もはや親が精生の意味が認められたという報道があった(朝日新聞二○一三に欲望を広げ、「子どもを授かった」ではなく「子どもをつたる。

(いけや かずこ・長崎大学教育学部准教授)くった」という世界にならないことを願うばかりである。